

指定管理業務点検・評価シート

平成27年2月16日

施設名	鳥取県立生涯学習センター（県民ふれあい会館）	所在地	鳥取市扇町2-1
施設所管課名	社会教育課	連絡先	担当：生涯学習推進担当 萩野 電話：0857-26-7519
指定管理者名	公益財団法人 鳥取県教育文化財団	指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日

1 施設の概要

設置目的	生涯学習の振興に資する
設置年月日	昭和54年12月15日
施設内容	○敷地面積：4,271.41㎡ ○延床面積：本館棟3,894.58㎡、ホール棟：994.74㎡ ○施設内容：ホール、講義室、パソコン研修室、大研修室、中研修室、小研修室ほか
利用料金	別紙のとおり
開館時間	月曜～土曜…午前9時～午後9時 日曜……………午前9時～午後7時
休館日	年末年始（12月29日から1月3日）、機器点検等のための臨時休館

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<p>H25・4～H26.1は休館により一部業務は行わない</p> <p>○施設設備の維持管理に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設設備の保守管理及び修繕 ・施設の保安警備、清掃等 <p>○施設の利用許可、施設利用料の徴収等に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく利用の許可 ・適正な管理に必要な利用者への措置命令及び施設からの退去命令 ・利用料金の徴収 ・利用料金の減免 <p>○その他施設の管理に必要な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理施設の利用受付及び案内 ・附属設備及び備品の貸出し ・附属設備及び備品の利用指導又は操作 ・利用者へのサービス提供（自動販売機等による物品の販売を含む。） ・学校・社会教育関係団体等への視聴覚教材の貸出し ・生涯学習の振興を図るための学習相談 ・団体交流室の入居団体等への支援 ・生涯学習展示コーナー・ふれあい文庫の充実に向けた企画及び運営等の生涯学習に取り組む個人又は団体等の交流促進のための業務 ・指定管理者が独自に企画・立案した県民の生涯学習の振興を図るための業務 ・施設の利用促進
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員：3人、非常勤職員：8人、臨時職員：0人 [計11人]
	<p>館長（正職員1）</p> <ul style="list-style-type: none"> — 学習振興係（事務・受付・学習相談：正職員1、非常勤職員5） ※非常勤職員2名は1月27日から — 技術管理係（機械設備管理担当：正職員1、非常勤職員3） ※非常勤職員2名は1月29日から

4 施設の利用状況

利用者数 (人)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	25年度		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,778	7,661
24年度		6,031	5,193	7,336	8,206	6,428	5,724	7,136	7,454	5,843	5,227	5,845	8,555	78,978
増減		△ 6,031	△ 5,193	△ 7,336	△ 8,206	△ 6,428	△ 5,724	△ 7,136	△ 7,454	△ 5,843	△ 5,227	△ 67	△ 894	△ 65,539

利用料金収入 (千円)		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	25年度		0	11	3	0	0	0	0	0	0	66	888	848
24年度		932	896	1,402	1,368	1,350	964	998	1,606	1,051	1,281	1,062	1,355	14,265
増減		△ 932	△ 885	△ 1,399	△ 1,368	△ 1,350	△ 964	△ 998	△ 1,606	△ 1,051	△ 1,215	△ 174	△ 507	△ 12,449

5 収支の状況

区分		25年度	24年度	増減	
収入	事業収入	利用料	1,735	13,882	△ 12,147
		取扱手数料	91	800	△ 709
		受講・広告料	392	267	125
		委託料	60,689	60,730	△ 41
		小計	62,907	75,679	△ 12,772
	事業外収入	雑収入・繰越金	101	6	95
		小計	101	6	95
計		63,008	75,685	△ 12,677	
支出	人件費(給与費)	29,926	31,246	△ 1,320	
	管理運営費	27,376	37,637	△ 10,261	
	事業費	5,706	4,714	992	
	計	63,008	73,597	△ 10,589	
収支差額		0	2,088		

6 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
開館時間	日曜日の開館時間の2時間延長の継続 (9:00~17:00→9:00~19:00)
利用料金	各施設ごとの利用料金を引き下げ。 (大ホール：5,490円→5,000円、研修室：360円~1,970円→300円~1,900円など) ※上記は社会教育団体以外が利用の場合の例
予約受付	早期予約受付の継続実施 (研修室：4ヶ月前、ホール：1年前) と利用申込み手続きの簡素化
その他	○広報誌「ドマーニ」の発行等を通じて生涯学習に関する情報収集と情報提供を積極的に行っている。県内の学校と地域の連携の姿の取組を取り上げた。 ○「ふるさと再発見生涯学習講座」4講座、「家庭教育支援講座」4講座、「生涯学習公開講座」2講座を開講し、生涯学習の振興に取り組んだ。 ○耐震改修工事による休館に伴い、利用者に対してホームページやチラシ、広報誌等での告知によりお知らせを行うとともに、入居団体についても移転先との調整に努めた。

7 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	休館により実施なし
利用者からの苦情・要望	対応状況
なし	

8 指定管理者による自己点検

<p>〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕</p> <p>○休館のため、生涯学習関連講座の充実として、「ふるさと再発見生涯学習講座」4講座、「家庭教育支援講座」4講座、「生涯学習公開講座」2講座を開講した。</p> <p>○リニューアルオープン記念コンサートでは、手話を用いる団体を選定し、親子で楽しみながら手話に触れることができました。</p>
<p>〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕</p> <p>○施設の老朽化による大規模修繕について、引き続き県にお願いしたい。</p> <p>○生涯学習での利用が増加するとともに、教室形式の研修室だけでは県民のニーズに対応できない。今以上に生涯学習活動の場とするため、施設の有効活用の視点に立った見直しが必要である。</p> <p>○事業内容が東部地区に偏っているため、中部、西部開催の講座を開催したが、十分とはいえない。</p> <p>○若者対象を対象とした生涯学習の機会が少ないため、若者対象の事業の拡充が必要。</p> <p>○「まなび」の登録団体は維持しているが、一般利用が減少している。</p> <p>○耐震改修工事により駐車可能台数が増えたが、収容人数に対して十分な数ではない。障がい者用駐車場の位置など、改善が必要なおとも生じている。</p>

9 施設所管課による業務点検

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	B	平成25年度は大半が休館であったが、リニューアルオープンに向けて設備の点検・保守等が適正に行われた。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免	B	利用許可、料金の徴収・減免など、協定書に沿って適正に管理されている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	B	会館の受付・案内、付属設備・備品の貸し出しなど、協定書に沿って適正に管理されている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	B	平成25年度は利用者アンケートを行わなかったが、自主企画講座を昨年度より増やし、利用の促進に努めた。
〔その他〕 ○施設の機能を利用した生涯学習の振興	B	休館により通常の施設利用は大幅に減少したが、広報誌「ドマーニ」による学習情報発信を行い、リニューアルオープン後も生涯学習スクール「まなび」による団体活動の支援、まなび・ふれあい交流会の開催など生涯学習センターとしての機能を活かした生涯学習の振興を事業計画通り実施している。
〔収入支出の状況〕	B	堅実な管理運営を行い、経費削減努力によって、利益を上げている。
〔職員の配置〕	B	休館中は、最低限必要な配置に留め、経費削減に努めている。
総 括	B	協定書に沿って積極的かつ堅実な施設の管理運営に努め、制度の趣旨に沿った成果を上げている。

- 《評価指標》 A：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。
 B：おおむね協定書の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
 C：一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み又は改善される見込みである。
 D：協定書の内容に対し、不適切な事項が認められ、大いに改善を要する。